つれんが会社は加入者に脱會を勧誘する旨注意
した所が二十七名の内六名脱會届を出した
その他に脱會する意向強つたので為止代表
者田名は歎しい未成年者を惑し脱會者を
作出することに努力した。結局会社側は組合
加入煽動者と見做し解雇者、職務怠慢
の理由をもつて十名の解雇を申渡す
退職者に對する給金数
加藤 二百円 樣作 百円 眞次 三十円
海野 三十五円
但必ず解雇された明日二十名自社会執行妻
員 吉田、飯野 [illegible] の三名は会社に
歎願し会社が田名を解雇したのは組合員なる
が故なるを以て自己会社は生命を賭して復職
を迫らなければならぬと主張し会社に對し会社
側は組合員なるが故に無理無茶満なる
云々と辯解し復職の代償つき拵問答の結局
会社側は田名の内悔後の情が著しと認める者に
對しては一二名時を見て復職さしむる事
として濃厚なるが三名は全部の復職を迫り
ら二十三名の内二名の会社に出勤
二十三名は場所二名は会社に出勤一部職の復職
者の氏名を詳ねんが会社側は明文することを
避けたる為飯を待ず退出、